

周南市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年5月8日 提出

提出者	周南市議会議員	古谷幸男	岩田淳司
		尾崎隆則	土屋晴巳
		中村富美子	藤井康弘
		田村勇一	相本政利
		福田文治	金子優子
		友田秀明	島津幸男
		長嶺敏昭	遠藤伸一
		青木義雄	佐々木照彦
		魚永智行	山本真吾
		福田健吾	吉安新太
		井本義朗	渡辺君枝

周南市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市条例第39号。以下「議員報酬条例」という。）に規定する議員報酬の額の特例を定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、議員報酬条例の規定にかかわらず、同条例の規

定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期間)

- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。